

「情報セキュリティ普及啓発のための映像制作業務」に関する Q&A

最終更新日 2019 年 11 月 25 日

独立行政法人情報処理推進機構

【Q1】	今回制作する動画の使用期間はどのくらいか。
【A1】	今回制作する映像は将来的にも活用できる普遍的な内容とするため、基本的に使用期限は設けていない。一方で、IPA の判断により映像の公開を取りやめる場合もある。
【Q2】	著名人や著名なキャラクターを使ってはいけない理由は何か。今回の企画競争の上限金額に収まる場合でも著名人や著名なキャラクターは禁止か。
【A2】	IPA は公的機関として国民の税金をもとに活動しており、高ギャラな著名人を使用して過度に華美にすることは税金の使途としてふさわしくないとの方針があるため使用できない。
【Q3】	SNS で拡散させるものは動画を配置した URL なのか、動画ファイルそのものか。
【A3】	あらゆる可能性がある。SNS での拡散を想定する以上、我々は動画を配置した URL を発信したとしても、拡散を通じて動画ファイル本体や動画のキャプチャ画面がコピーされて拡散される可能性があると考えている。
【Q4】	コストについて評価をされるとのことだが、企画競争であるため、安ければいいということではないという認識で良いか。
【A4】	その通りである。
【Q5】	映像の長さが 15 秒程度とした根拠は何か。
【A5】	SNS のような短い記事の媒体上で意識を集中して映像を最後まで見て頂ける時間として CM 相当の 15 秒程度とした。
【Q6】	拡散する SNS は何を想定しているか。
【A6】	既存の IPA の公式アカウント(Twitter、Facebook、YouTube)での活用を想定している。その他のサービスについては検討中。
【Q7】	SNS 以外にどのような用途で映像を使用するのか。
【A7】	SNS 以外は下記の機会での利用を想定している。 (1)IPA 実施の注意喚起、各種セミナー、イベント、講習会での映写。 (2)民間組織、および個人による各種セミナー、イベント、講習会での映写、SNS 等の発信。 (3)テレビ・報道機関からの求めに応じて番組でのコンテンツとして提供。
【Q8】	映像が 15 秒と限られた長さなので、詳しい対策方法については映像内で URL 等による誘導としても良いか。

【A8】	問題ない。もしそれを行う場合は提案書の中で効果的な方法を示して頂きたい。但し常に映像が SNS やウェブページのようなリンク先に簡単にクリックしてたどれる媒体だけでなく、セミナー会場のスクリーンやデジタルサイネージのようなリンク先に行けない環境でも上映するため、その映像だけでも完結するものにして、別に設けたページを閲覧することを前提とした作りにはしないこと。
-------------	--

【Q9】	企画書にページ数の制限はあるか。
【A9】	特に設けていない。

【Q10】	映像の内容は「対策すること自体」と「対策の方法」のどちらに重きを置くか。
【A10】	「対策すること自体」を重視したい。 何より各映像で訴求したいのは仕様書の表1の内容にある各テーマに設けた「伝えたい事」である。

【Q11】	提案は1社につきそれぞれ1案のみか。
【A11】	複数の提案でも可。